

相対的貧困率等に関する調査分析結果について

平成 27 年 12 月 18 日

内 閣 府

総 務 省

厚生労働省

(1) 調査分析の趣旨

- 格差の議論で用いられる指標の一つとして相対的貧困率があり、政府統計のうち相対的貧困率を算出している調査としては、総務省「全国消費実態調査」と厚生労働省「国民生活基礎調査」がある。
- 格差に関する議論が高まっている中で、相対的貧困率が上昇している要因、両調査のサンプルの特徴、相対的貧困世帯の特徴、両調査で世帯属性ごとのサンプルのシェアを合わせた時の相対的貧困率について調査分析を行った。

(2) 調査分析・ヒアリングの結果

①相対的貧困率の現状（参考 1）

- 相対的貧困率は、総務省「全国消費実態調査」（2009 年）では 10.1%、厚生労働省「国民生活基礎調査」（2012 年）では 16.1%。
- 世帯主年齢別にみると、両調査とも、30 歳未満と 65 歳以上で相対的貧困率が高い。また、各年齢区分についてみると、いずれも国民生活基礎調査の方が全国消費実態調査より高くなっている。
- 世帯類型別にみると、両調査とも、単身世帯や大人 1 人と子どもの世帯で相対的貧困率が高い。各世帯類型区分についてみると、大人 1 人と子どもの世帯以外では、国民生活基礎調査の方が全国消費実態調査より高くなっている。

②相対的貧困率の上昇要因（約 10 年間の変化、参考 2）

- 世帯主年齢別にみると、65 歳以上は全体の相対的貧困率の押し上げに寄与する一方、30 歳未満は全体の相対的貧困率の押し下げに寄与。
- 世帯類型別にみると、単身世帯、大人 1 人と子どもの世帯、2 人以上の大人のみの世帯は全体の相対的貧困率の押し上げに寄与する一方、大人 2 人以上と子どもの世帯は全体の相対的貧困率の押し下げに寄与。単身世帯については、65 歳以上の高齢者が相対的貧困率の上昇に寄与。また、2 人以上の大人のみの世帯についても、65 歳以上の高齢者のシェアの増加が影響している可能性。

③世帯属性ごとのサンプルの分布（両調査の比較、参考3）

○全国消費実態調査は、相対的に40歳未満の世帯や単身世帯が多いなどの特徴がある。

○国民生活基礎調査は、高齢者世帯や郡部・町村居住者が多いなどの特徴がある。

④相対的貧困世帯の特徴（全世帯との比較、参考4）

○相対的貧困世帯の特徴としては以下のとおり。

- ・世帯主年齢別では、高齢者が多い（全国消費実態調査では60歳以上、国民生活基礎調査では70歳以上）
- ・世帯類型別では、両調査とも、単身世帯と一人親世帯が多く、夫婦のみ世帯、夫婦と子どものみ世帯が少ない
- ・国民生活基礎調査において、郡部・町村居住者が多い

⑤世帯属性ごとのサンプルのシェアを合わせた時の相対的貧困率（参考5）

○それぞれの調査を他方の調査のサンプルのシェアに合わせ、相対的貧困率を算出した結果は以下のとおりとなり、相対的貧困率に大きな変化はなかった。

- ・世帯主年齢別について、全国消費実態調査は、0.4%ポイント（10.1%→10.5%）上昇、国民生活基礎調査は、0.4%ポイント（16.1%→15.7%）低下
- ・世帯類型別について、全国消費実態調査は、0.1%ポイント（10.1%→10.0%）低下、国民生活基礎調査は、0.2%ポイント（16.1%→15.9%）低下

※上記の数値について、全国消費実態調査は2009年、国民生活基礎調査は2012年の数値を用いている。

⑥有識者の見方（参考6）

○相対的貧困率に関する調査分析に加え、両調査の相対的貧困率に差が生じうる要因や調査の利用方法等について、有識者からヒアリングを行った。

＜有識者（五十音順、敬称略）＞

宇南山卓（一橋大学准教授）、大竹文雄（大阪大学教授）、小塩隆士（一橋大学教授）、西郷浩（早稲田大学教授）、白波瀬佐和子（東京大学教授）

○両調査における相対的貧困率の評価としては、主として、

- ・両調査の相対的貧困率については、どちらの水準が正しくてどちらの水準が正しくないとはいえない。調査が異なれば調査方法や調査対象などが異なるため、そうした点を調整することは難しい。両調査で水準は異なるが、変化の方向が同じであることを踏まえ、両調査をもとに貧困率の傾向をみることでよい
- ・相対的貧困率の程度を判断する上で、国際比較は1つの方法であるが、その結果の解釈には注意を要する。なぜなら、国によって社会経済的環境や生活水準、人口構造等が異

なり、貧困線のもつ意味が異なるからである

- ・両調査の結果をもとに統一された加工統計を作成することで、正しい相対的貧困率が導かれるかは不明（両調査には、調査時期、無回答の扱いなどの違いがあるため）

等の意見があった。

○また、有識者より指摘された統計技術上の違いと相対的貧困率への影響としては、主として、

- ・両調査における相対的貧困率の違いについては、①回収率、②調査系統、③対象母集団、④標本の復元・補正方法の違いといった統計技術的な点が影響している可能性が考えられる
- ・両調査における貧困線の水準に大きな違いがない中、150 万円未満の所得で生活する 65 歳未満の 2 人以上世帯の割合の違いなどが貧困率の差につながっている可能性が考えられる

等の意見があった。

（３）まとめ

①調査分析結果から明らかとなった点

○両調査の相対的貧困率を世帯主年齢別、世帯類型別に比較すると、ほとんど全ての区分で国民生活基礎調査の相対的貧困率が全国消費実態調査に比べて高くなっている。また、世帯主年齢別、世帯類型別にそれぞれの調査を他方の調査のサンプルのシェアに合わせて相対的貧困率を算出しても大きな変化は見られなかった。

○過去 10 年における相対的貧困率の上昇要因（両調査で共通して確認できた事項）

- ・相対的貧困率が相対的に高い 65 歳以上の世帯や単身世帯（主に単身高齢者世帯）、大人 1 人と子どもの世帯のシェアが増加
- ・2 人以上の大人のみ在世帯についても、相対的貧困率の押し上げに寄与（65 歳以上のシェアの増加が影響している可能性）

○相対的貧困世帯の特徴（両調査で共通して確認できた事項）

- ・全世帯と比較して貧困世帯に多く分布しているのは、①高齢者世帯、②一人親世帯、③単身世帯、などの属性

○両調査のサンプル分布の違い

- ・全国消費実態調査は、相対的に 40 歳未満の世帯や単身世帯が多く、国民生活基礎調査は、高齢者世帯や郡部・町村居住者が多い
- ・総じてみると、全国消費実態調査で収入の低いサンプルが少なく、国民生活基礎調査で収入が低いサンプルが多い

②まとめ

- 両調査の相対的貧困率の違いについては、回収率や調査系統の違いなど統計技術的な点が影響している可能性がある。それぞれの調査の目的や統計的特性等に留意しつつ、相対的貧困率の傾向をみる必要がある。
- 全国消費実態調査や国民生活基礎調査は、それぞれ「家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得分布等の基礎資料を得ること」「保健、医療、福祉、年金等の国民生活の基礎的事項を調査すること」との固有の目的をもって行われているものである。このため、両調査を統一して相対的貧困率を一本化することについては、困難な課題が多い。
- 格差の問題については、相対的貧困率指標だけでなく、具体的な論点等に応じて、全国消費実態調査と国民生活基礎調査を含む様々な指標を用いて総合的にみていくことが必要。
- 引き続き全国消費実態調査と国民生活基礎調査を基に相対的貧困率の傾向をみていく上で、両調査を改善していくため、以下の取組を進める。
 - ・全国消費実態調査：年齢階級などによる補正を行うなど、更なる精度向上を図る。
 - ・国民生活基礎調査：不在等で調査票を配布・回収できない世帯に郵送回収を実施し、回収率の向上を図る。

全国消費実態調査と国民生活基礎調査の概要

<全国消費実態調査>

○調査主体：総務省

○調査目的：家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得る。

○調査票：家計簿A、家計簿B、耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票、世帯票を記入。

○調査客体：全国すべての市町村から 4367 調査単位区（1 調査単位区は平成 17 年国勢調査の隣接する 2 調査区）を選定、各調査単位区から 12 世帯を無作為抽出し、全国で 52404 世帯を抽出。

○調査客体数：57,000 世帯（うち単身世帯 4,400 世帯）。

○集計客体数：集計客体数は 55089 世帯（2009 年調査）。回収率は 97%。

○調査対象外世帯：病院に入院している者や社会施設に入所している者などは調査対象外。単身世帯については学生も対象外。

○所得の調査方法：前年 12 月から調査年 11 月までの過去 1 年分の所得を調査。

○調査系統：都道府県が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。調査世帯が記入の上、調査員が回収。ただし、調査員が調査票を回収する際に内容の確認を行っている。

○実施頻度：5 年に 1 回。

<国民生活基礎調査>

○調査主体：厚生労働省

○調査目的：保健、医療、福祉、年金、所得など、国民生活の基礎的事項を調査する。

○調査票：世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票を記入。

○調査客体：所得票については、国勢調査区から層化無作為抽出した 2000 単位区内のすべての世帯を調査客体としている。

○調査客体数：36,000 世帯。

○集計客体数：集計客体数は 26387 世帯（2013 年調査）。回収率は 72%。

○調査対象外世帯：病院に入院している者や社会施設に入所している者などは調査対象外。

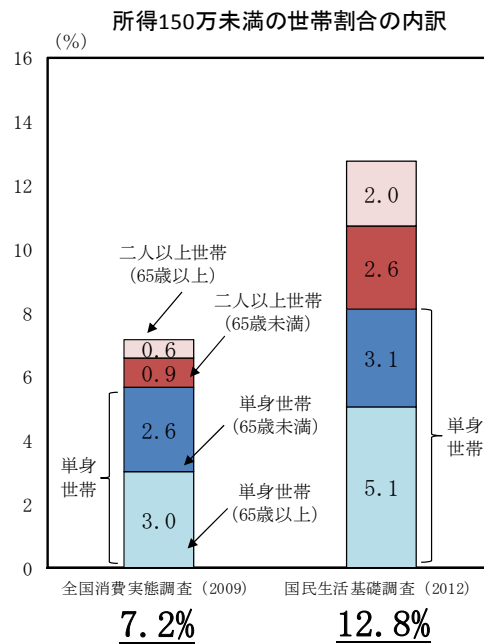
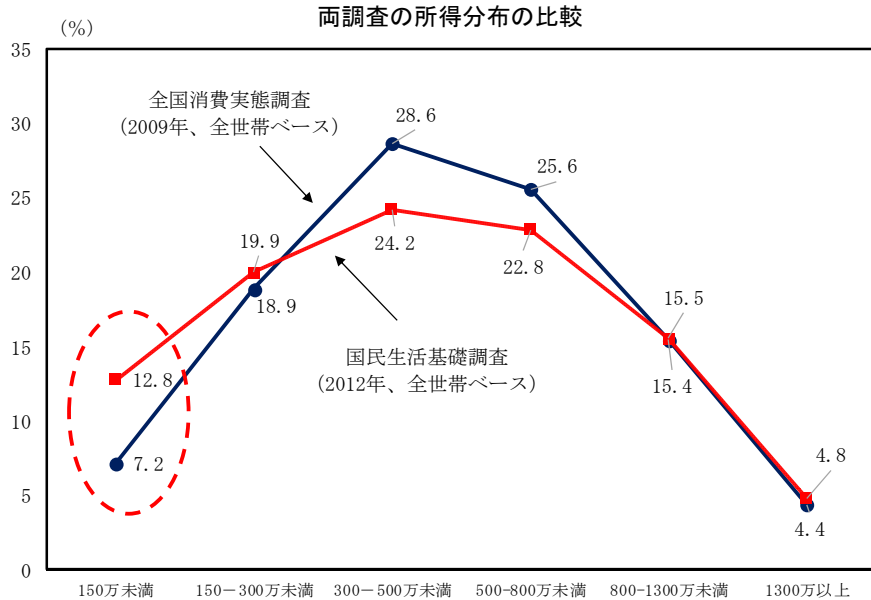
○所得の調査方法：調査前年 1 月から 12 月までの 1 年分の所得を調査。

○調査系統：福祉事務所を通じて、都道府県等が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。調査世帯が記入の上、調査員が回収。ただし、調査員が調査票を回収する際に内容の確認を行っている。

○実施頻度：3 年に 1 回。

両調査の所得分布の比較

○両調査の所得分布を比較すると、所得 150 万円未満の世帯割合は、国民生活基礎調査では 12.8%、全国消費実態調査では 7.2%。

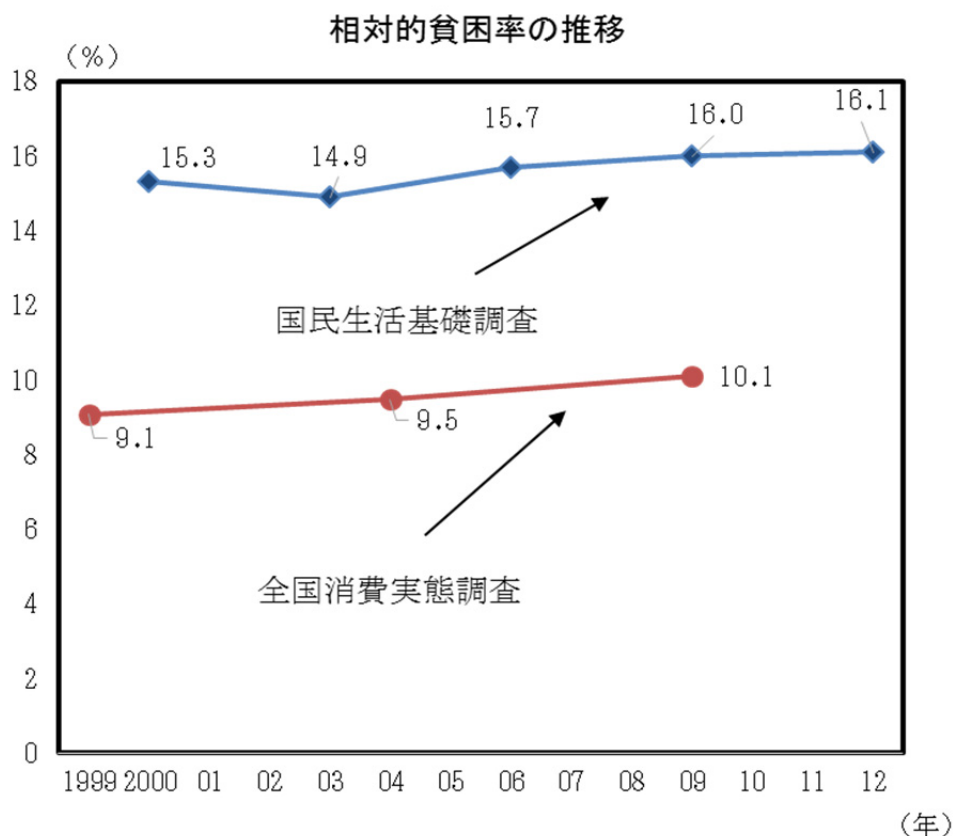


- (備考) 1. 両調査の所得分布は、両調査の個票を用いて内閣府が独自に集計したもの。
2. 両調査の所得は、ともに世帯の年収ベース（年金等も含む）。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付：（直通）03(6257)1569（内線 32535）
総務省統計局統計調査部：（直通）03(5273)1173（内線 34830）
厚生労働省大臣官房統計情報部：（直通）03(3595)2974（内線 7569）
厚生労働省政策統括官（社会保障担当）付：（直通）03(3595)2159（内線 7710）

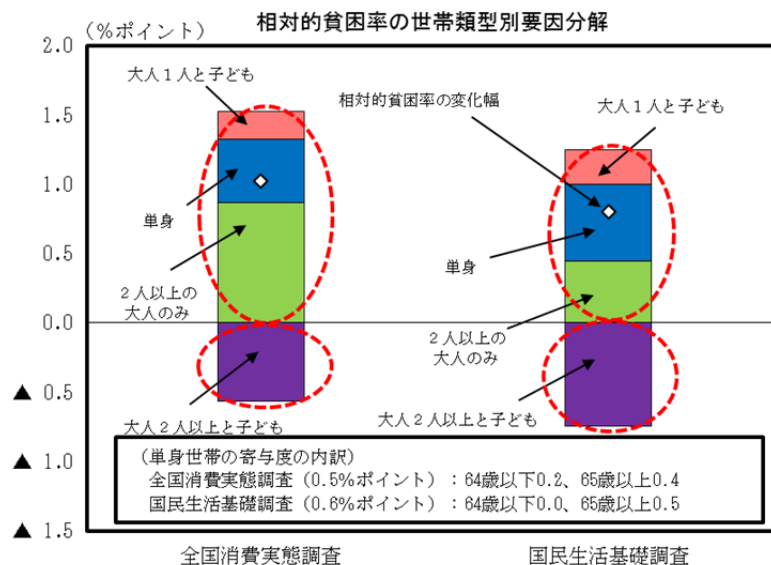
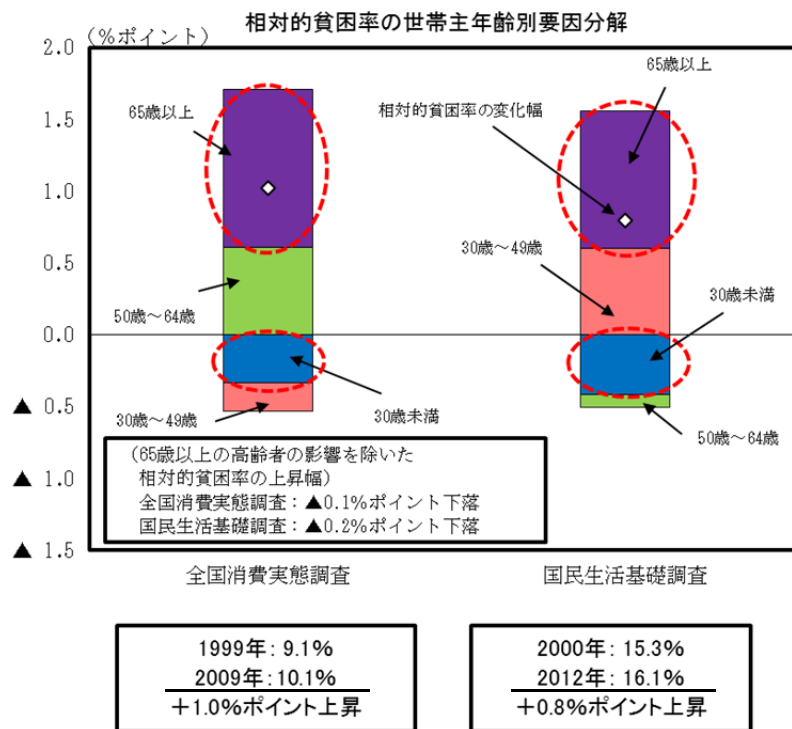
(参考1) 相対的貧困率の現状



		全国消費実態調査		国民生活基礎調査	
世帯主年齢別	30歳未満	15.6	(15.2)	27.8	(27.8)
	30～49歳	7.7	(7.1)	14.4	(11.8)
	50～64歳	9.6	(7.7)	14.2	(12.9)
	65歳以上	13.7	(15.0)	18.0	(20.9)
世帯類型別	単身	21.6	(21.5)	34.7	(36.2)
	大人1人と子ども	62.0	(62.7)	54.6	(58.3)
	2人以上の大人のみ	8.3	(7.2)	13.7	(14.0)
	大人2人以上と子ども	7.5	(7.5)	12.3	(12.2)
総数		10.1	(9.1)	16.1	(15.3)

- (備考) 1. 相対的貧困率とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。なお、貧困線とは、等価可処分所得(※)の中央値の半分の額をいう。
- (※) 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。
2. 属性別の相対的貧困率は、世帯人員ベース。全国消費実態調査の貧困線は135万円（2009年）、国民生活基礎調査の貧困線は122万円（2012年）。
3. 全国消費実態調査の属性別の相対的貧困率は、結果表の数値を加工して算出。国民生活基礎調査の属性別の相対的貧困率は、全国消費実態調査との比較のため、通常厚生労働省が公表している集計とは異なった区分を用いている。
4. 世帯類型の区分について、18歳未満の子どもに限って「子ども」と定義している。
5. 括弧内の数値について、全国消費実態調査は1999年、国民生活基礎調査は2000年の相対的貧困率。

(参考 2) 相対的貧困率の上昇要因 (約 10 年間の変化)

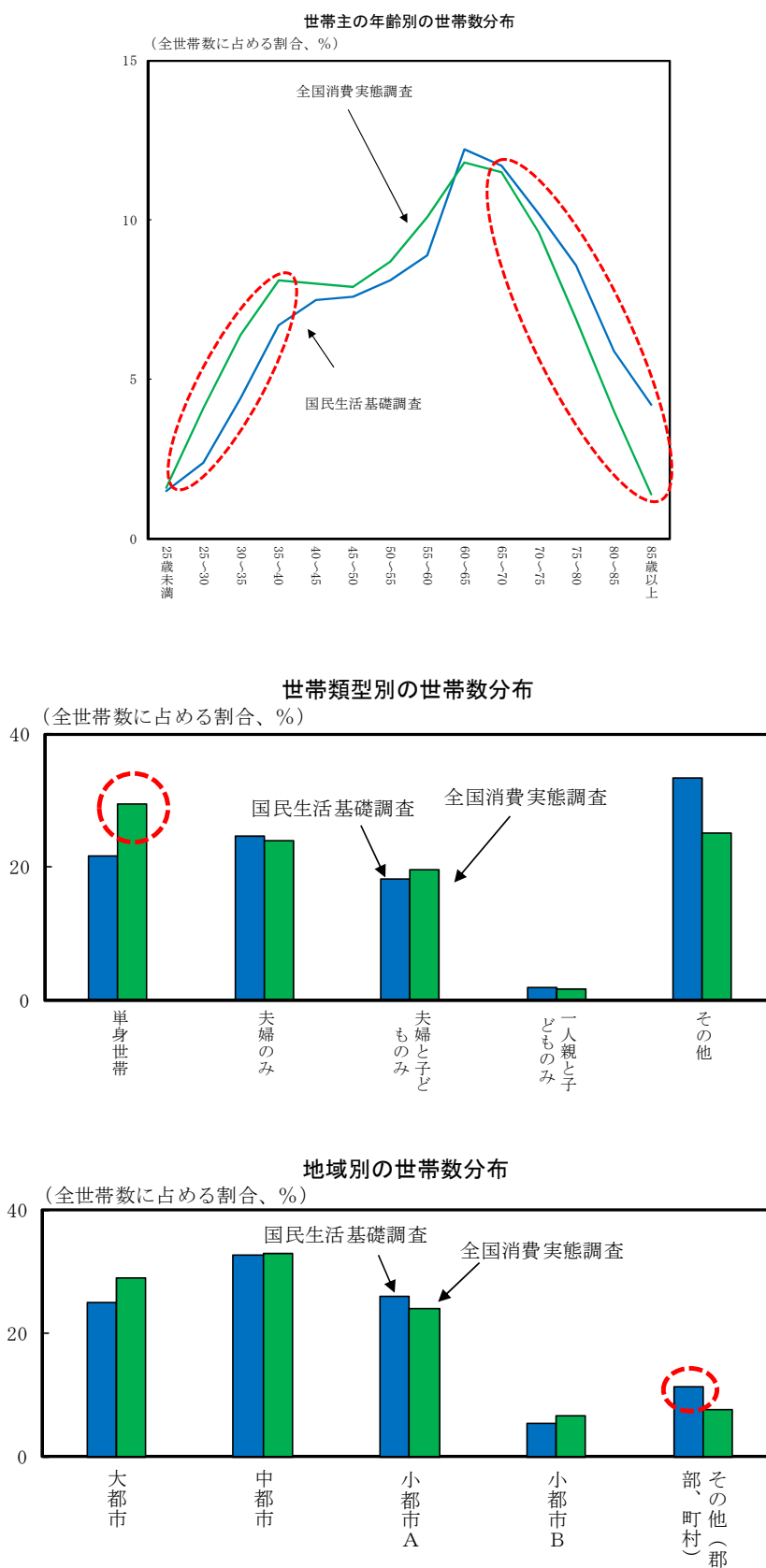


- (備考) 1. 相対的貧困率の要因分解において用いている属性別の相対的貧困率は、世帯人員ベース。
2. 全国消費実態調査の属性別の相対的貧困率は、結果表の数値を加工して算出。国民生活基礎調査の属性別の相対的貧困率は、全国消費実態調査との比較のため、通常厚生労働省が公表している集計とは異なった区分を用いている。
3. 世帯類型の区分について、18歳未満の子どもに限って「子ども」と定義している。
4. 交絡項が存在するため、寄与度の合計は相対的貧困率の変化幅と厳密には一致しない。
5. 2人以上の大人のみの世帯に含まれる「夫婦のみの世帯」をみると、両調査ともに「世帯主年齢が65歳以上の夫婦のみ世帯」の全世帯に占めるシェアが増加している。
- [全国消費実態調査: 13.8% (9.9%)、国民生活基礎調査: 15.0% (11.6%) ※()内は10年前]

計数表

年	項目	総数	世帯主年齢別				世帯類型別			
			世帯主 30歳未満	世帯主 30～49歳	世帯主 50～64歳	世帯主 65歳以上	単身世帯	大人1人と子ども の世帯	2人以上の大人 のみの世帯	大人2人以上と 子どもの世帯
国民生活基礎調査										
2000	シェア	100.0	4.3	34.6	34.8	26.3	6.4	1.2	47.8	44.5
	相対的貧困率	15.3	27.8	11.8	12.9	20.9	36.2	58.3	14.0	12.2
2012	シェア	100.0	2.8	32.1	30.6	34.5	8.2	1.7	52.0	38.0
	相対的貧困率	16.1	27.8	14.4	14.2	18.0	34.7	54.6	13.7	12.3
寄与度(2000～2012)	シェア要因	0.5	-0.4	-0.3	-0.5	1.7	0.7	0.3	0.6	-0.8
	貧困率要因	0.6	0.0	0.9	0.5	-0.8	-0.1	0.0	-0.1	0.0
全国消費実態調査										
1999	シェア	100.0	5.9	44.9	32.5	16.8	9.2	0.8	41.4	48.7
	相対的貧困率	9.1	15.2	7.1	7.7	15.0	21.5	62.7	7.2	7.5
2009	シェア	100.0	3.5	38.4	32.5	25.6	11.3	1.1	46.8	40.8
	相対的貧困率	10.1	15.6	7.7	9.6	13.7	21.6	62.0	8.3	7.5
寄与度(1999～2009)	シェア要因	0.5	-0.4	-0.5	0.0	1.3	0.5	0.2	0.4	-0.6
	貧困率要因	0.7	0.0	0.3	0.6	-0.2	0.0	0.0	0.5	0.0

（参考3）世帯属性ごとのサンプルの分布（両調査の比較）

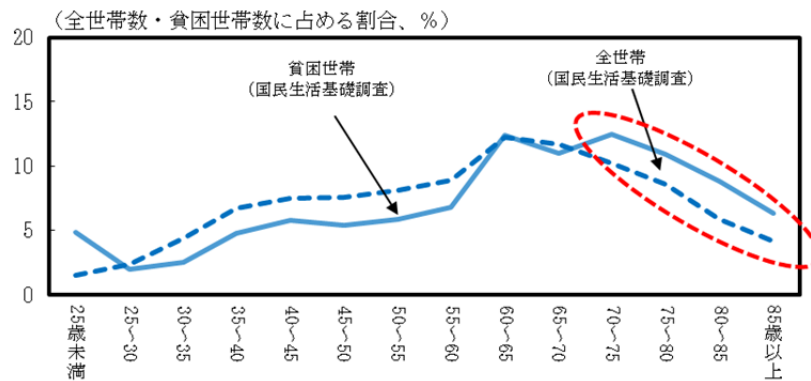


（備考） 1. 世帯タイプの区分について、18歳未満の子どもに限って「子ども」と定義している。

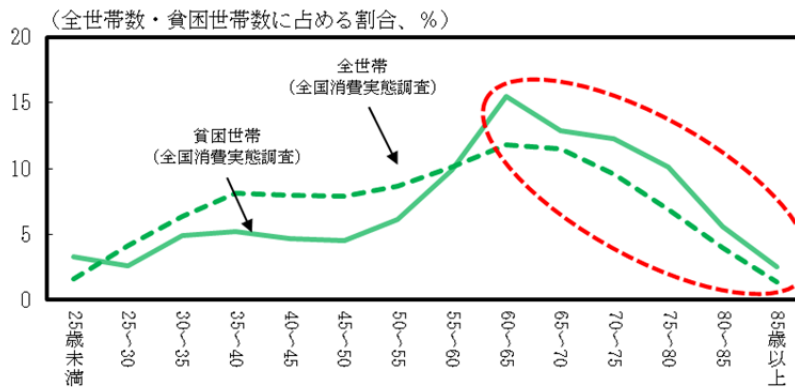
2. 都市区分については、東京特別区及び政令指定都市を大都市。人口15万以上を中都市、人口5万以上～15万未満を小都市A、人口5万未満を小都市Bとしている。

（参考 4） 相対的貧困世帯の特徴（全世帯との比較）

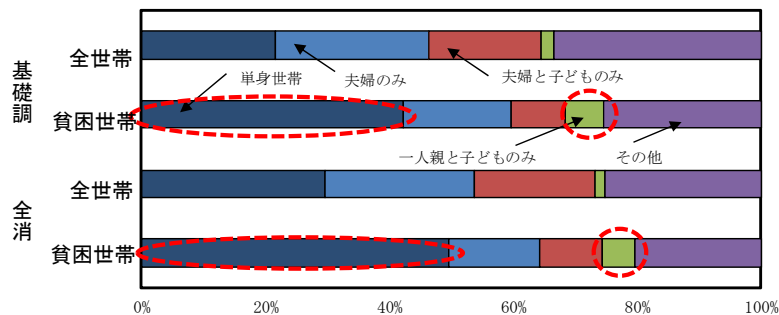
世帯主の年齢別の貧困世帯数分布（全世帯との比較）



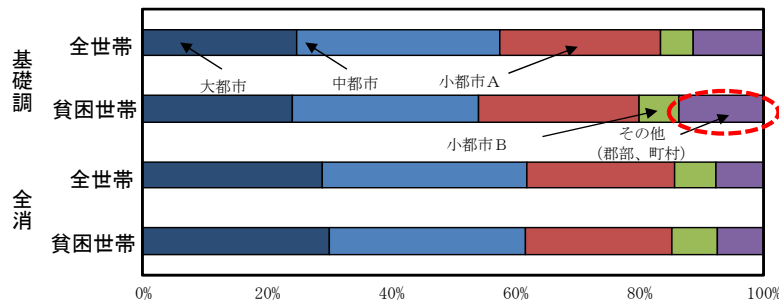
世帯主の年齢別の貧困世帯数分布（全世帯との比較）



世帯類型別の貧困世帯数分布（全世帯との比較）



地域別の貧困世帯数分布（全世帯との比較）



（備考） 1. 世帯類型の区分について、18歳未満の子どもに限って「子ども」と定義している。

2. 都市区分については、東京特別区及び政令指定都市を大都市。人口15万以上を中都市、人口5万以上～15万未満を小都市A、人口5万未満を小都市Bとしている。

（参考５）世帯属性ごとのサンプルのシェアを合わせた時の相対的貧困率

全国消費実態調査

年	実際の 相対的 貧困率	他方の調査の世帯属性ごとのサンプルの シェアに合わせた時の相対的貧困率	
		世帯主年齢	世帯類型
1999年	9.1	9.7	8.9
2009年	10.1	10.5	10.0

国民生活基礎調査

年	実際の 相対的 貧困率	他方の調査の世帯属性ごとのサンプルの シェアに合わせた時の相対的貧困率	
		世帯主年齢	世帯類型
2000年	15.3	14.6	15.5
2012年	16.1	15.7	15.9

（備考）それぞれの値は、一定の仮定に基づき算出しているため、幅をもってみる必要がある。

（参考6）有識者の見方

＜有識者より指摘された統計技術上の違いと相対的貧困率への影響＞

	国民生活基礎調査 (厚生労働省)	全国消費実態調査 (総務省)	相対的貧困率への影響等
①回収率の違い	標本の代替なし。 【2013年調査：回収率72%】	標本の代替を実施（やむをえない理由で調査が実施できなかった場合には、同じ調査単位区から別の世帯を抽出）。 【2009年調査：回収率97%】	・標本の代替が、両調査における相対的貧困率の差を広げるのか、縮めるのかどちらに作用するかは明らかではないが、全国消費実態調査では、標本の代替により、中間所得層が増加する可能性もある。
②調査系統の違い	福祉事務所を通じて、都道府県等が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。	都道府県が任命した調査員が調査対象世帯に調査を実施。	国民生活基礎調査では、調査系統に生活保護等の福祉要件を管理する福祉事務所が入ることにより、低所得者にとって、 1) 福祉の受給を維持できるような低所得で回答したい、 2) 日頃から関わりのある福祉事務所からの調査依頼には協力したい、 というバイアスが発生する可能性がある。全国消費実態調査にはこうした可能性が小さい。
③対象母集団の違い	例えば、単身世帯の学生は調査対象。	単身世帯の学生は調査対象外。	大きな影響があるとは思われない。
④標本の復元(推計)・補正方法の違い	(復元(推計)方法) 都道府県・指定都市ごとに国勢調査地区数をベースに拡大乗数を乗じて推計。 (補正方法) 標本補正無し。	(復元方法) 二人以上の世帯と単身世帯を分けて、それぞれの地域ごとに国勢調査をベースに世帯数を復元。 (補正方法) 二人以上の世帯は世帯人員別の世帯分布、単身世帯は男女・年齢階級別の世帯分布について、直近の労働力調査の結果を用いて補正。	全国消費実態調査では、二人以上の世帯と単身世帯を分けて抽出し、それぞれ復元・補正を行った後、1つにまとめるなどプロセスが緻密。